

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

地域福祉計画とは、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、市民や地域団体・事業者・行政などが、それぞれの役割の中で、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせ、地域のさまざまな生活課題について解決する「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

高齢者福祉や障がい者福祉、子育て支援など、それぞれの法律や制度において必要なサービスを提供するための計画ではなく、地域に関わるすべての方や団体などが協働しながら、「地域で支援が必要な方をどのように把握するのか」「どのように適切なサービス提供や支援を行っていくのか」といった、各福祉分野に共通する課題の解決に向けた、基本的な目標や考え方を示すものです。

近年、少子高齢化・人口減少社会の進行、ライフスタイルの多様化や核家族化を背景に、地域のつながりの希薄化がみられ、家庭や地域の支えあいの基盤の弱まりが顕在化しています。8050 問題^{※25} やダブルケア^{※20}、ヤングケアラー^{※32} といった制度のはざままで支援が届かないケースや、個人・世帯単位で複数の課題が重なるケースなど、これまでの分野別の対応では解決することが難しい問題がみられるようになりました。

また、コロナ禍によって社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題等が深刻化し、これまで福祉サービスを利用したことがない方々の課題も顕在化しました。

あらゆる世代の人々が、さまざまな困難に直面し、孤独・孤立に陥りやすい状況である中、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要となってきています。

令和3年4月の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指すものであると明確化されるとともに、市町村における包括的な支援体制構築のための一手法として、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

また、成年後見制度^{※19}の利用の促進に関する法律において、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。さらに、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、罪を犯した人が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、国や地方公共団体が必要な支援を実施する必要があるとされています。

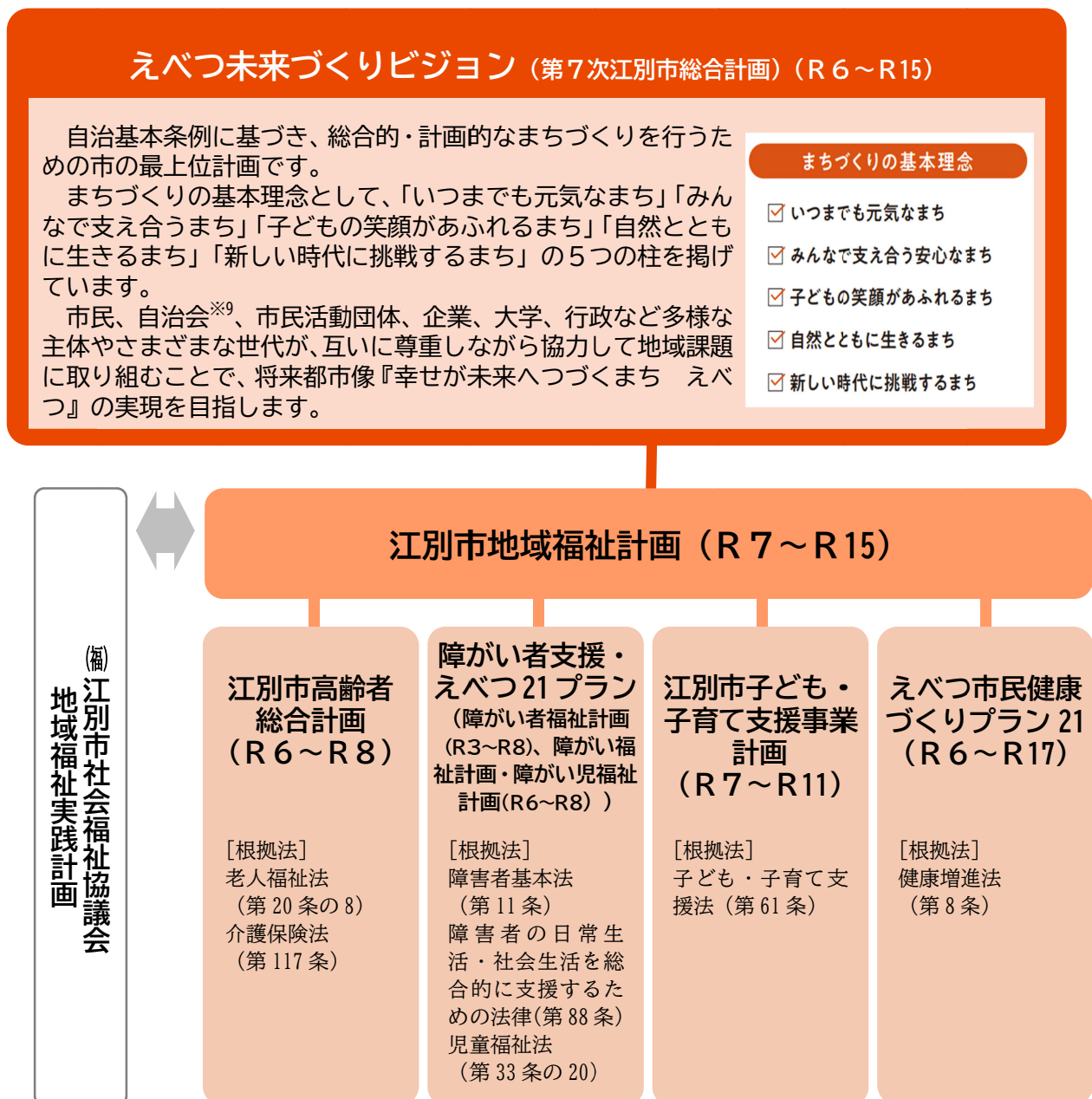
これらの状況を踏まえ、令和6年度をもって「第4期江別市地域福祉計画」の計画期間が終了することから、第4期計画を承継しつつ、法改正に留意しながら「江別市成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を包含した「第5期江別市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付けと関連計画

本計画は、市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」との整合性を図りつつ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定したものです。

高齢者、障がいのある方、子どもや子育て中の方などに対する、各福祉分野における具体的な施策については、分野別の個別計画に基づき展開されます。

そのため、本計画では、福祉に関する分野別計画を含みながら、それらの計画に係る地域福祉の視点や理念・方針・推進の方向性などを明示し、地域における展開を総括する役割を持ち合わせています。



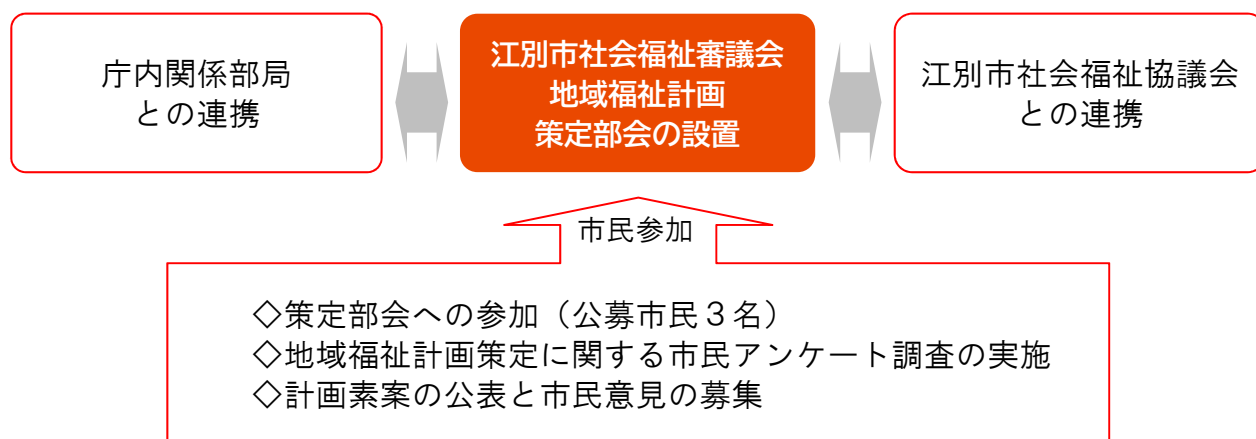
3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、第7次江別市総合計画に終期を合わせた令和15年度までの9年間を一期として策定したものです。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
第4期江別市地域福祉計画	計画期間 R2～R6									
第5期江別市地域福祉計画	見直し	計画期間								

4 計画策定の方法

本計画は、江別市社会福祉審議会地域福祉計画策定部会（以下、「策定部会」という。）を中心に、市民アンケート調査や計画素案に対する市民意見の募集（パブリックコメント^{※26}）などを踏まえて策定しました。



（1）江別市社会福祉審議会での審議

福祉関係団体、学識経験者、公募によって選出された市民で構成され、市の社会福祉に関する内容について審議を行う江別市社会福祉審議会内に策定部会（公募市民3名を含む12名で構成）を設置して策定を進め、本計画に関する審議を審議会全体で行いました。

（２）市民アンケート調査の実施

本計画策定の基礎資料として、地域福祉のあり方に関する意見を反映させるため、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

（３）市民意見の募集（パブリックコメント）の実施

本計画は、今後９年間の江別市の福祉に関する基本的な考え方を示すものとなるため、市民参加条例に基づき、計画の内容を広く市民に公表し、市民から意見や情報を求めました。市民から提出された意見などを考慮し、必要に応じて計画へ反映させるため、市民意見の募集を実施しました。

（４）庁内関係部局・江別市社会福祉協議会との連携

庁内関係部局との連携を図り、関連する施策の実績評価、計画の内容などについて、横断的に意見調整を行いながら計画に反映しました。

また、社会福祉審議会及び策定部会に江別市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会^{※10}」という。）の職員が参画し、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画と整合性がある計画となるよう留意しました。

5 国の方向性

多様化する地域生活の問題解決にあたり、さまざまな法改正が行われ、福祉に関する法令改正や支援制度が大きく変わっています。（「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）の施行、「こども大綱」の閣議決定など）

また、「地域共生社会」の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和 3 年 4 月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 52 号）が施行され、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症^{※23}施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることとされました。

市町村に対しては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

【社会福祉法の改正】 「市町村地域福祉計画」に盛り込むべき事項

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ◎地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

【主な国の動き】

平成 28 年度	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（法律第 29 号）
	ニッポン一億総活躍プラン「地域共生社会」の実現の閣議決定
	再犯の防止等の推進に関する法律（法律第 104 号）
平成 29 年度	「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定
	地域包括ケアシステム ^{※21} の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立（法律第 52 号）
平成 30 年度	「改正社会福祉法」の施行（平成 30 年 4 月）
令和元年度	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」設置
令和 2 年度	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立（法律第 52 号）
令和 3 年度	「改正社会福祉法」の施行（令和 3 年 4 月）